

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会会長及び常務理事に支給する報酬並びに勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は無報酬とする。ただし、会長及び常務理事の報酬額については、次のとおりとし、毎月20日に払うものとする。なお、支給日が金融機関の休日に当たる場合には、前営業日に支払うものとする。

(1) 会長 月額 80,000円

(2) 常務理事 月額 277,000円

2 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

第3条 報酬は、就任した場合はその日から日割計算によって支給し、退任し、又は死亡した場合は、その月分を全額支給する。

2 任期満了により退任した者が再び就任した場合における前項の規定の適用については、引き続き在職したものとみなす。

(通勤手当)

第4条 会長及び常務理事に通勤手当を支給する。

2 会長に支給する通勤手当の額は、事務局職員に支給する旅費の例により計算し、その支給方法は、当該月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。

3 常務理事に支給する通勤手当は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会職員給与規程（昭和54年2月1日施行）第14条の規定を準用する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、常務理事が6月1日及び12月1日それぞれ在職した場合に対して予算の範囲内で別に定める日に支給する。

2 前項の期末手当の支給方法は、茅ヶ崎市給与条例を準用する。

(勤務条件)

第6条 常務理事の勤務日数、勤務時間その他の勤務条件は、会長が別に定める。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2

号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程に定める報酬等の額及び報酬等の支給の基準の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、報酬等の額及び報酬等の支給の基準を除き、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程（平成元年2月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月22日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

(社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会常務理事の勤務日数等の基準の一部改正)

- 2 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会常務理事の勤務日数等の基準の一部を次のように改める。

第1条中「第4条」を「第5条」に改める。

第4条を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月21日から施行する。ただし、第2条第1号の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月19日から施行する。